

厚木市私道への公共下水道設置に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、市街化区域内の私道に公共下水道(以下「下水道」という。)を設置することにより、私道に面した家屋の水洗化の普及及び促進を図ることを目的とする。

(設置の要件)

第2条 私道に下水道を設置する場合の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 私道の接する公道に現に下水道が設置されていること。
- (2) 私道の幅員が1.8メートル以上あること。ただし、周囲の状況から1.8メートル以上の幅員を確保することが困難であると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 私道に設置する下水道を利用することとなる現に存する家屋(現に生活及び事業の用に供されているものに限る。以下同じ。)の戸数(公道に面する家屋の戸数を除く。以下同じ。)が次のいずれかに該当すること。
 - ア 5戸以上である場合
 - イ 3戸又は4戸である場合で、私道に面する敷地(公道に面する敷地を除く。以下同じ。)の区画数(家屋が存する敷地については1戸を1区画として算定した数に家屋の存しない敷地については私道に接する距離の合計を12メートルで除して得たものをいう。以下同じ。)に対する現に存する家屋の戸数の割合が7割以上のとき。
- (4) 私道に下水道を設置することについて、当該私道の所有者、その他の権利者(以下「地権者」という。)全員の承諾が得られること。
- (5) 工事を施行するに当たって、私道に支障となる物件がないこと。

2 前項第3号のイの規定にかかわらず、家屋の戸数が3戸又は4戸の場合で、私道に面する敷地に対する現に存する家屋の戸数の割合が7割未満のときであっても、現に存する家屋1戸当たり12メートルを限度として下水道を設置することができる。

(設置の申請)

第3条 私道に下水道の設置を受けようとする者は、公共下水道設置申請書(第1号様式)に次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 公共下水道設置承諾書(第2号様式)及び印鑑登録証明書
- (2) 位置図
- (3) 平面図(略図)
- (4) 公図の写し

(5) 登記事項証明書 (全部事項証明書)

(6) 区分所有の家屋であることを証明する書類 (区分所有の家屋の場合に限る。)

(7) 支障物件除去の誓約書 (第 3 号様式)

(決定通知)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第 2 条に掲げる要件及びその他必要な事項について調査を行い、その適否を決定し、公共下水道設置決定通知書 (第 4 号様式) により申請者に通知するものとする。

(維持管理)

第 5 条 この要綱により設置された下水道の維持管理は、市が行うものとし、私道の維持管理は地権者が行うものとする。

(適用除外)

第 6 条 土地又は家屋の分譲を業とする者が私道に面する敷地の 3 割以上の面積を所有している場合は、この要綱を適用しない。

附 則

1 この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

2 私道における公共下水道の施工基準 (昭和 53 年 10 月 1 日施行。以下「旧基準」という。) は、廃止する。

3 この要綱施行の際現に旧基準の規定による公共下水道布設の申請書を受理しているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

公共下水道設置申請書

年 月 日

(あて先) 厚 木 市 長

申 請 者 住 所
(利用者代表) 氏名
電 話

印

厚木市私道への公共下水道設置に関する取扱要綱に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

私道の位置	厚木市	番地から 番地まで
利用戸数	戸	世帯

添付書類

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 公共下水道設置承諾書(第2号様式) | 通 |
| (2) 位置図 | 1通 |
| (3) 平面図(略図) | 1通 |
| (4) 公図写し | 1通 |
| (5) 登記事項証明書(全部事項証明書) | 通 |
| (6) 印鑑登録証明 | 通 |
| (7) 支障物件除去の誓約書(第3号様式) | 通 |
| (8) その他 | |

利用者住所	氏 名	印	電話番号

公共下水道設置承諾書

			年 月 日
(あて先)厚 木 市 長			
		住 所	
		氏 名	印
私が権利を有する土地に、次の事項を誓約し、公共下水道の設置を承諾いたします。			
土地の所在地	地 目	地 積	権利の名称
<p>1 土地の使用 上記の土地を公共下水道の設置及び維持管理のために使用することに異議ありません。</p> <p>2 土地の使用期間及び土地の使用料 使用期間は、公共下水道の用途を廃止するまでの間とし、使用料は無償とします。</p> <p>3 権利の変更 上記の土地の現況を変更するときは、変更後の権利者に対して、承諾した事項を継承します。</p> <p>4 土地利用の変更等 上記の土地の現況を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承諾を受け、汚水ます、管きょ等を移設、又は取り壊す場合の費用は、すべて原因者の負担とします。</p> <p>5 権利者以外の利用 地権者以外が、当該公共下水道を利用しようとするときは、承諾します。</p>			

押印する印については、印鑑登録済みのものとする。

年 月 日

支障物件除去の誓約書

(あて先)厚 木 市 長

申 請 者 住 所
(利用者代表)氏 名

印

私達は、私道内に市が公共下水道を設置するに当たり、当該土地に万一支障物件がありましたときは、私達の費用をもって支障物件を除去することを誓約いたします。

利 用 者 住 所	氏 名	印

押印する印については、印鑑登録済みのものとする。

公共下水道設置決定通知書

年 月 日

様

厚木市長

年 月 日付けで申請のあった私道への公共下水道の設置については、次のとおり決定する。

1 決定の区分

設置する

設置しない

2 設置しない場合の理由

3 施工予定年度

年度

4 条件及び指示事項

厚木市私道への公共下水道設置に関する取扱要綱施行細則

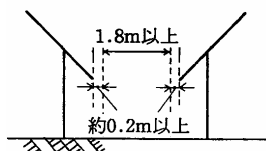
(趣旨)

第1条 この細則は、厚木市私道への公共下水道設置に関する取扱要綱(以下「要綱」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

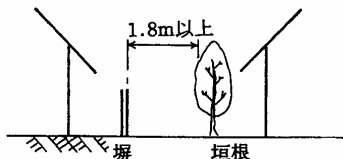
(幅員)

第2条 要綱第2条第2号に規定する幅員の測定基準は、次の例示のとおりとする。

(例示1)



(例示2)



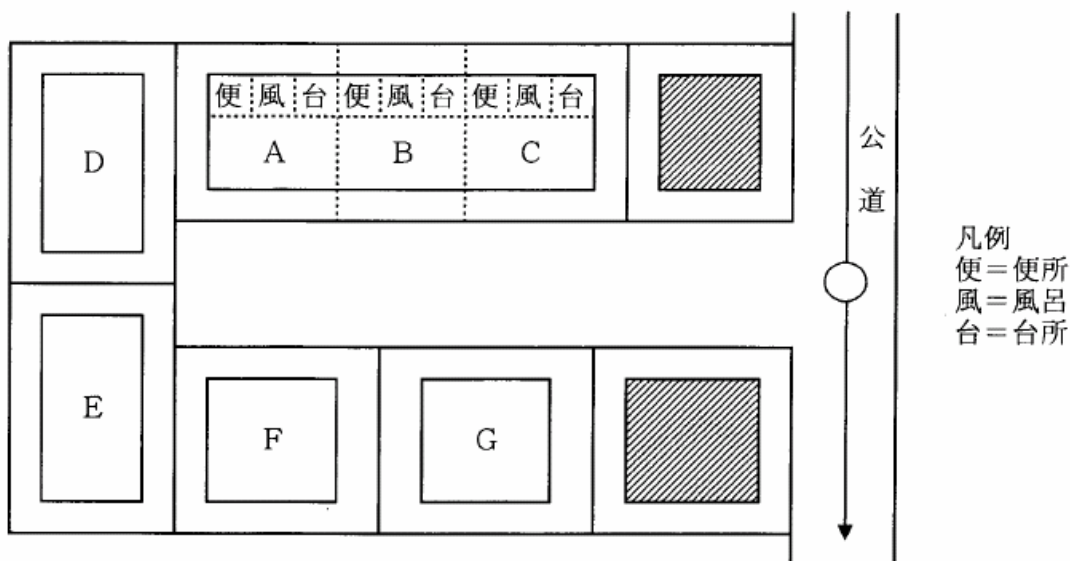
(戸数)

第3条 要綱第2条第3号に規定する戸数の算定基準は、次に掲げる場合を除き、棟数を単位とする。

(1) 同一人の所有する家屋(貸家等をいう。)については、棟数が2以上の場合でも1戸とする。

(2) 複数の者が区分所有(1棟の建物に構造上区分された数戸の部分で独立して住居、店舗で建物としての用途に供され、かつ区分所有の登記がなされているもの。)する家屋については、棟数が1棟の場合でも所有の区分に従って、それぞれ1戸とする。

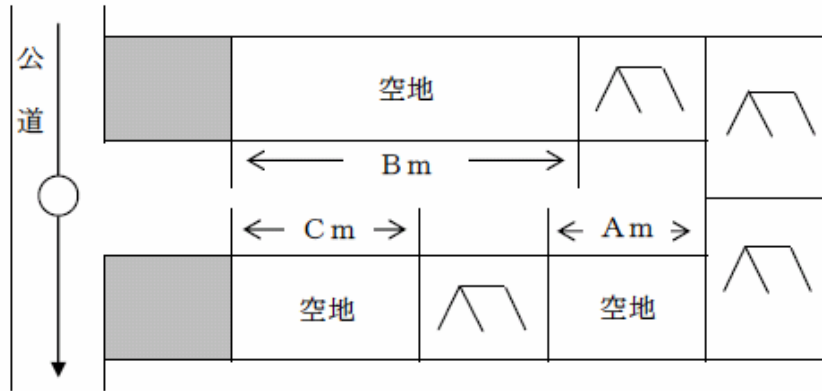
(例示)



※土地は借地でも可能

(計算式)

第4条 要綱第2条第3号でいう区画数に対する現に存する家屋の戸数が7割とは、次の計算式による。



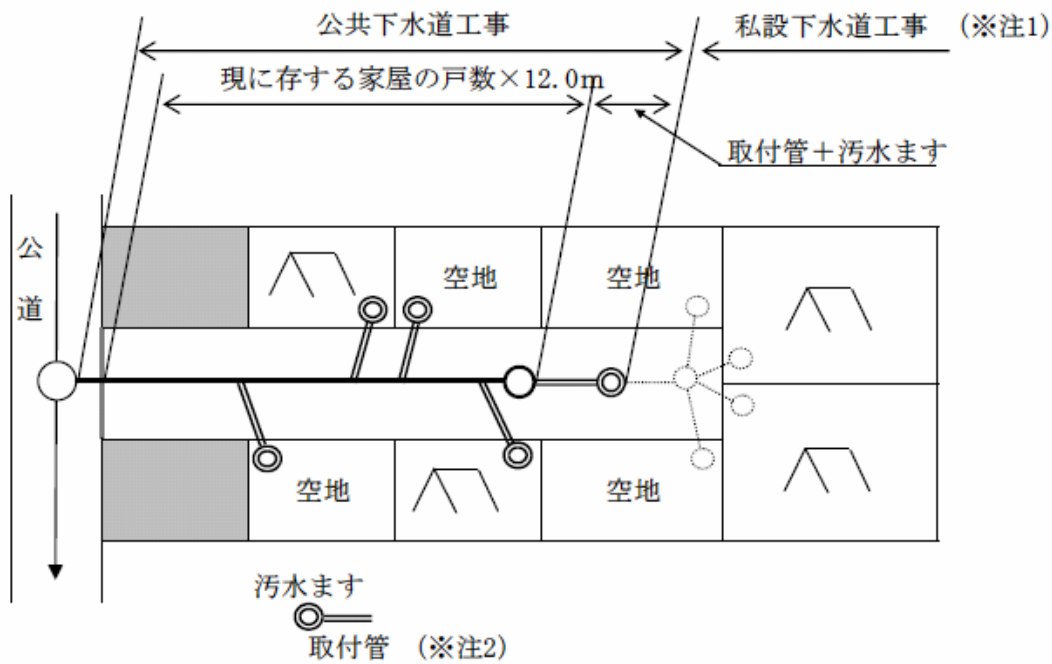
$$7割 \frac{\text{現に存する家屋の戸数}}{\text{現に存する家屋の戸数} + \text{空地の区画数}}$$

$$\text{空地の区画数の計算式} = \frac{(Am + Bm + Cm)}{12m}$$

(小数点以下は切り捨て)

2 要綱第2条第2項でいう1戸当たり12メートルを限度として下水道を設置することができるとは、次の例による。

(例示)



※注1：公共下水道自費工事又は、共同私設下水道工事

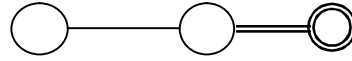
※注2：取付管は2.5メートル以下とする

$$\frac{\text{現に存する家屋の区画数}}{\text{対象区画数}} = \frac{4}{8} = 0.5 < 0.7$$

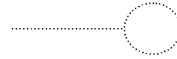
計算式 現に存する家屋の戸数 × 12.0m

凡 例

公費工事分



私費工事分



附 則

この細則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。